

厚生労働省  
東京労働局発表  
平成30年1月31日

担 当	東京労働局労働基準部賃金課
	課長 古賀 睦之
	賃金指導官 若月 知宏
	電話 3512-1614

## 「東京都最低賃金の履行確保を重点とする監督指導」を実施しています

- 都内労働基準監督署(支署)で集中重点監督指導を実施 -

東京労働局(局長 <sup>かつだ</sup> 勝田 <sup>ともあき</sup> 智明)は、平成29年10月1日に発効した時間額958円の東京都最低賃金の履行確保を図るため、1月、2月に集中的に「東京都最低賃金の履行確保を重点とする監督指導」を実施しています。

東京都内全域で集中的な重点監督指導を実施し最低賃金法違反の一掃を目指します。

また、最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主を対象に東京都最低賃金総合相談支援センターによる出張相談も実施しています。

最低賃金についての周知広報活動はこれからも継続して取り組んでいきます。

- 1 東京労働局管内の労働基準監督署(支署)では、1月、2月に集中的に最低賃金履行確保の重点監督指導を実施しています。

最低賃金の履行確保の状況等を中心に監督するもので、東京をはじめとして、全国でも一斉に集中的な重点監督指導を実施しています。法違反が認められた場合には、是正を指導します。

東京労働局では監督対象事業場の選定に際し、過去の同種監督において最低賃金以上の賃金を支払っていない事業場の割合が多かった業種等の各種データを参考にしており、昨年度は同様の監督を実施した結果、最低賃金以上の賃金を支払っていない事業場の割合(違反率)は22.5%(通常定期監督では約4%)に達しています。

- 2 中小企業事業主向けの出張相談を実施しています。【委託事業】

新宿労働基準監督署と立川労働基準監督署において、平成30年1月25日から同年1月26日にかけて上記1の監督を実施した際、東京都最低賃金総合相談支援センターと連携して、最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主を対象に出張相談を実施しました。

なお、東京都最低賃金総合相談支援センターでは、以下の予定で今後も継続して出張相談を行う予定です。(別添1)

平成30年2月14日(水)午前10時~午後4時

公益社団法人 東京労働基準協会連合会 三鷹労働基準協会支部  
三鷹市下連雀3-33-13 三鷹第二ビル306号

平成30年2月22日(木)午前10時~午後4時

公益社団法人 東京労働基準協会連合会 八王子労働基準協会支部  
八王子市明神町1-10-14 南多摩建設会館2階

平成30年3月7日(水)午前10時~午後4時

公益社団法人 東京労働基準協会連合会 上野労働基準協会支部  
台東区東上野5-17-8 中銀第二東上野マンション1階

3 東京労働局版最低賃金リーフレットを配布します。

東京労働局では、2月中旬に東京労働局版最低賃金リーフレットを東京の区市町村、主な労働者団体及び使用者団体等に配布します。また、東京労働局管下の労働基準監督署、八口ワークの窓口でも配布します。(別添2)